

MONEY FOR PRESIDENT

高橋FPの 社長が知りたい お金の話

ファイナンシャル・プランナー
高橋 学



52歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスをを行っている。

2021年 お金の制度改革カレンダー

中小企業も同一労働同一賃金

新年、あけましておめでとうございます。昨年は新型コロナウイルスに振り回された年となりましたが、今年は「再生」を期す年。その足元を固めるために、2021年の「お金の制度改革カレンダー」をご紹介します。

雇用に関する制度改革としてまず覚えておきたいのが、1月に施行される育児・介護休業法施行規則等の改正。これは、育児や介護を行う労働者が、子の看護休暇や介護休暇を柔軟に取れるようにするためのもので、これまで「半日単位での取得が可能」とされていたのが「時間単位での取得が可能」に改められることがポイント。同時に、所定労働時間とは無関係に全ての労働者が取得できるようになります。

4月には、中小企業における同一労働同一賃金ルールの適用が始まります。これにより同一企業内において、正規雇用労働者とパートタイムなど非正規雇用労働者との間での不合理な待遇差が禁じられることとなります。その他4月には、前号で紹介した通称「70歳定年法」、改正高年齢者雇用安定法も施行されます。

消費税の「総額表示」義務化

2021年には、消費税に関わる制度改革も行われます。まず注目したいのが、4月1日から始まる「総額表示」の義務化。消費税の総額表示とは、値札やチラシなどに取引価格を表示する際、消費税額を含めた価格を表示すること。これまで総額表示が原則となっていたのですが、一定の措置を講じれば、税込価格を表示しなくてもよいという特例が設けられていました。この特例が3月31日をもって終了します。

10月に受付が始まる、適格請求書発行事業者の登録申請についても説明しておきましょう。2023年10月1日からインボイス制度が始まります。新しい方式の請求書等(適格請求書)を発行するためには、適格請求書発行事業者になることが条件です。そのため、税務署長に登録の申請書を提出する必要があり、その受付が10月にスタートするというわけです。

その他12月末に、証券口座のマイナンバーの告知猶予期限が来ることも覚えておきましょう。



2021年のお金に関する主な制度改革

- | | |
|-----|---|
| 1月 | <ul style="list-style-type: none">● 育児・介護休業法施行規則等の改正● 火災保険料・地震保険料(大手損害保険会社等)の改定 |
| 3月 | <ul style="list-style-type: none">● 消費税の総額表示義務の特例の適用期限 |
| 4月 | <ul style="list-style-type: none">● 介護保険制度の改正● 改正高年齢者雇用安定法の施行● 中小企業に同一労働同一賃金ルールを適用● 年金支給額改定ルールの見直し実施 |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none">● 適格請求書発行事業者の登録申請書受付開始● たばこ税の増税 |
| 12月 | <ul style="list-style-type: none">● 証券口座のマイナンバーの告知猶予期限 |

